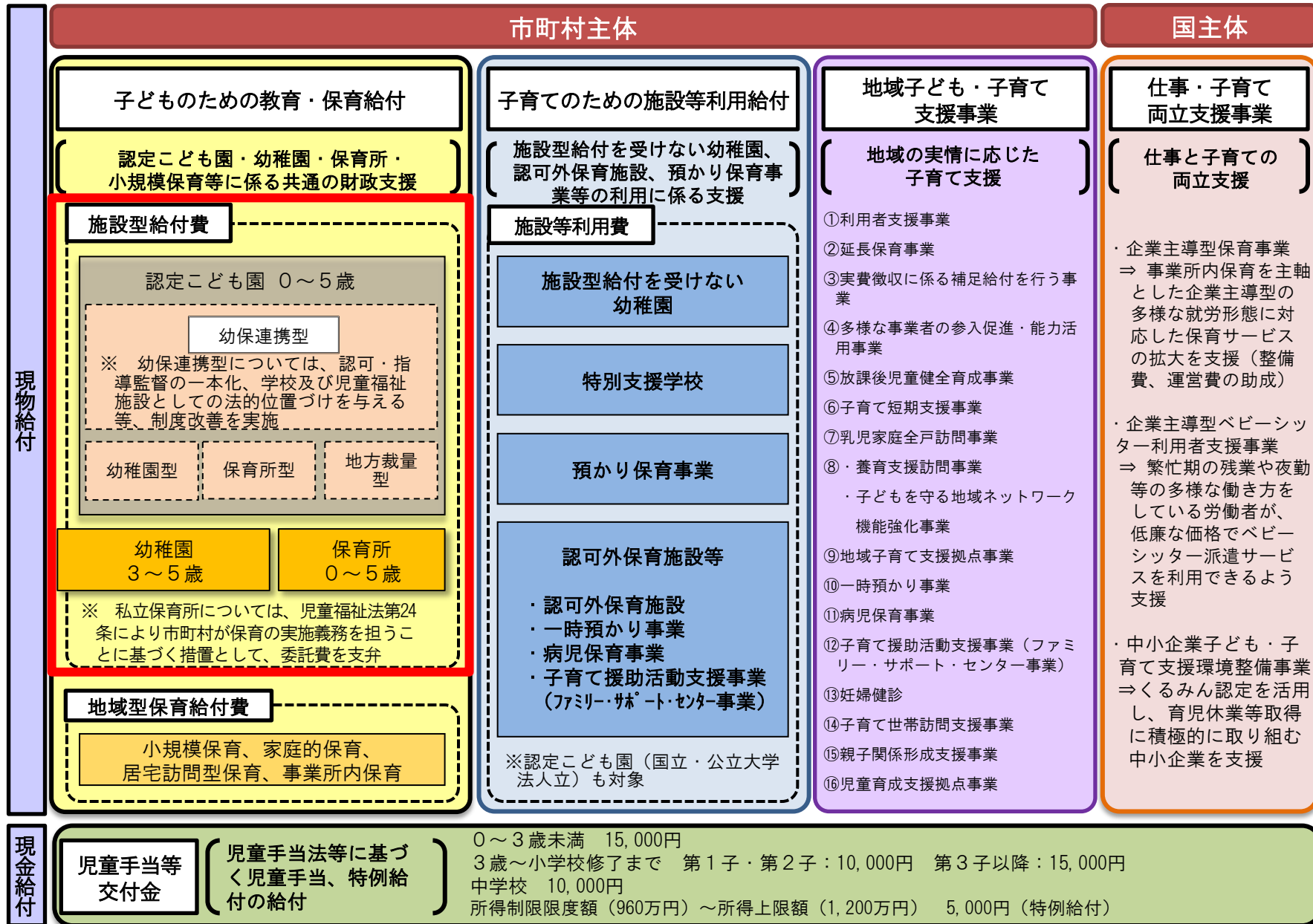


認可保育所における 「付加的サービス」について

子ども・子育て支援新制度の全体像



保育所について

保育所

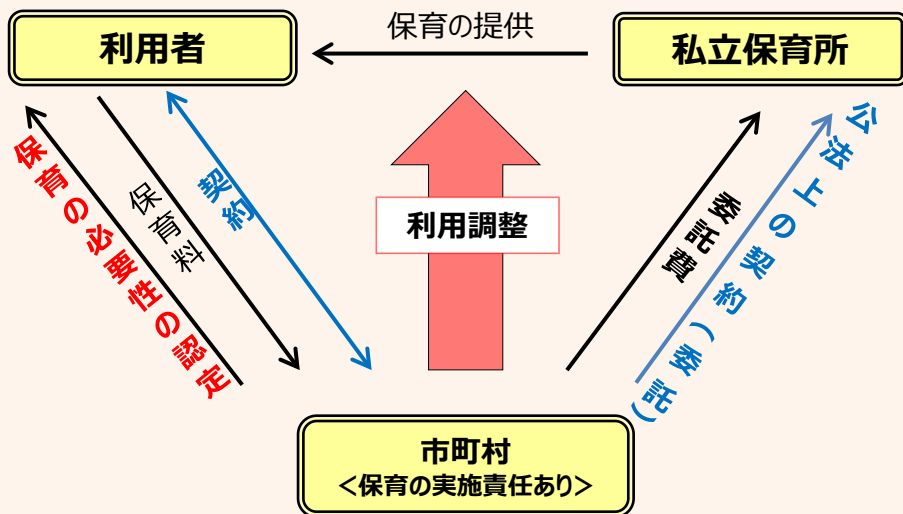
保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（児童福祉法第39条第1項）

- 認可：都道府県等（都道府県、政令市又は中核市）
- 国の基準に「従い」又は国の基準を「参酌」して都道府県等が条例で定める基準の遵守
- 保育時間：原則8時間（設備運営基準第34条）
- 「保育所保育指針」に基づき、児童の発達に応じた保育を提供（設備運営基準第35条）
- 通常保育以外に延長保育（補助）、休日保育（加算）、夜間保育（加算）等を行う保育所もある。

※設備運営基準
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
(昭和23年厚生省令第63号)

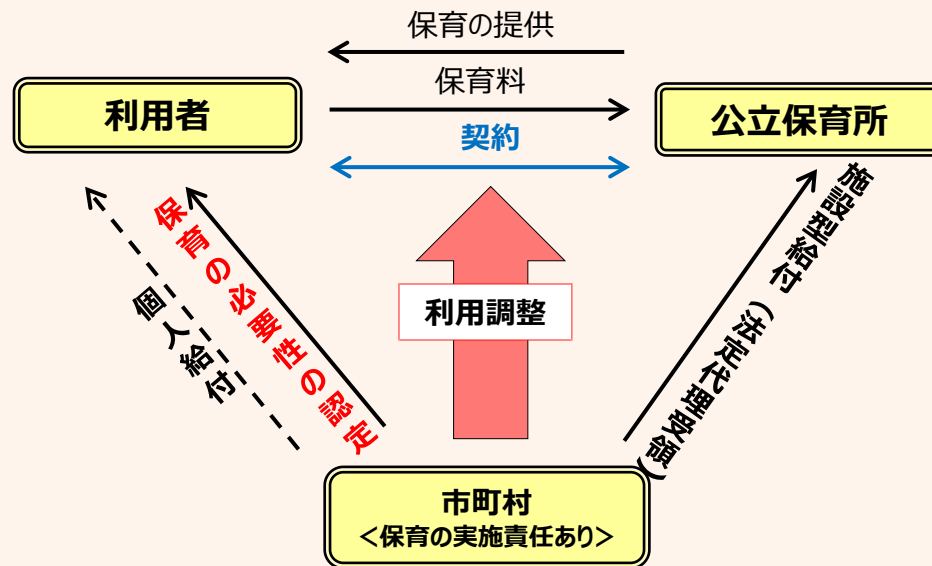
対象及び手続き

<私立保育所の場合>



※ 児童福祉法第24条において、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから、私立保育所における保育の費用については、施設型給付ではなく、現行制度と同様に、市町村が施設に対して、保育に要する費用を委託費として支払う。（子ども・子育て支援法附則第6条）
この場合の契約は、市町村と利用者との間の契約となり、利用児童の選考や保育料の徴収は市町村が行うこととなる。

<公立保育所の場合>



※ 施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、居住市町村から法定代理受領する仕組みとする（保育料等は施設が利用者から徴収）。（子ども・子育て支援法第27条）
契約については、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、施設の利用の申込みがあったときは、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。

保育所における保育費用及び保育料について

- 保育サービスの安定的な提供の観点から、**保育の実施につき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を維持するための費用を公費で負担**している。

(子どものための教育・保育給付交付金 (こども家庭庁予算))

- ※平成16年度より公立保育所分は一般財源化
- ※平成27年度より厚生労働省予算から内閣府予算へ移替
- ※平成30年度より0～2歳児相当分の私立保育所の運営費に事業主拠出金を充当
- ※令和5年度より内閣府予算からこども家庭庁予算へ移替
- ※令和6年度から0～2歳の人勧引上げ分の2分の1に対して事業主拠出金を充当

- 財源構成は、概ね、保護者が支払う保育料と公費が2 : 8である。
公費の負担割合は、事業主拠出金充当後の残額に対して国1/2、都道府県1/4、市町村1/4である。

※令和6年度においては、事業主拠出金18.16%、国40.92%、都道府県20.46%、市町村20.46%

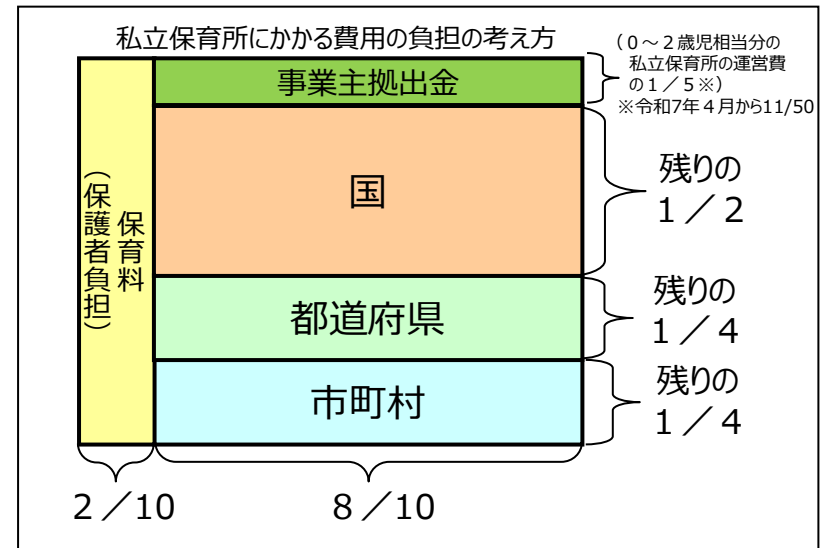
※事業主拠出金は、0～2歳児相当分の私立保育所の運営費の1/5 (令和7年4月から11/50) の範囲内で、毎年度政令で定める割合を充当

- 保護者が支払う保育料については、各市町村において、家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定めることとしている。

※ 各市町村において、地域の実情に応じ上乗せして補助を行い、保育料を国の徴収基準額から軽減するなどの独自の施策を実施している。

※ 令和元年10月より、住民税非課税世帯の0～2歳児及び3～5歳児に係る保育料は無償化されている。

- **市町村が定める保育料のほか**、施設による徴収 (通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等)、それ以外の**上乗せ徴収 (教育・保育の質の向上を図るための費用。事前説明・同意を要する) が可能**である。



上乗せ徴収額の受領に関して、必要となる手続きや要件

- 特定教育・保育施設が上乗せ徴収額の支払いを求める場合には、あらかじめ、
 - ・ 当該徴収額の用途及び額や、保護者に金銭の支払いを求める理由を書面により明らかにすること
 - ・ 保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ることが必要とされている。
- また、上乗せ徴収額の支払いを受けた場合には、支払った保護者に対し、領収証を交付することが必要である。

【参考】特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（抄）
（平成26年内閣府令第39号）

（利用者負担額等の受領）

第十三条（略）

2（略）

3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4（略）

5 特定教育・保育施設は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた具体的な留意事項等について (平成29年12月21日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)

- 規制改革推進に関する第2次答申（平成29年11月29日規制改革推進会議決定）において、「保育所保育指針に基づく付加サービスについて、保護者の同意を得られれば、保育料とは別に料金を徴収でき、認可保育所においても多様な保育の実施が可能であることを地方自治体に周知する」こととされたことを踏まえ、付加的な保育の実施に伴い保護者に対する上乗せ徴収を行う場合の留意事項について、事務連絡においてお示した。
(ただし、付加的な保育は、下記の上乗せ徴収を前提としていない。)

「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた具体的な留意事項等について（抄） (平成29年12月21日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)

2 保育所保育指針に基づく付加的な保育について

保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）第2の3の（3）において、保育の実施に関わる配慮事項として「特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の1に示す保育所保育に関する基本原則を逸脱しないよう慎重に配慮する必要があること」とされている。

また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）に基づき、保育所等は、保育の提供に当たって、当該保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価等について、事前にその使途、額及び理由を明示した上で保護者に対して説明を行い、その同意を得られた場合は、当該保護者から保育料とは別に当該対価等に係る額の支払を受けることができるとされている。

したがって、保育所保育指針が示す基本原則を逸脱しない範囲での付加的な保育について、保護者に対して説明し、その同意を得られれば、別途保護者の負担を求めた上で保育所等において実施することは可能であること。

1 保育所保育に関する基本原則

(1) 保育所の役割

- ア 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。
- イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。
- ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。
- エ 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。

(2) 保育の目標

- ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。
 - (ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満ちし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。
 - (イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
 - (ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。
 - (エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。
 - (オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。
 - (カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。
- イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

1 保育所保育に関する基本原則

(3) 保育の方法

保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。

- ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。
- イ 子どもの生活のリズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。
- ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。
- エ 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。
- オ 子どもが自発的・意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。
- カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

(4) 保育の環境

保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。

- ア 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。
- イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること。
- ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。
- エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

(5) 保育所の社会的責任

- ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。
- イ 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- ウ 保育所は、入所する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。

自治体向けFAQ（よくある質問）（第19.1版）（抄）

No.	事項	問	答
117	上乗せ徴収、実費徴収	上乗せ徴収と実費徴収の違いを教えてください。	<p>教育・保育を提供するための標準的な費用として定める公定価格（利用者負担額を含む）によって賄われない費用については、実費徴収又は上乗せ徴収を行うことを検討していただくこととなります。</p> <p>これらの位置付けについては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第3項・第4項において規定しています。</p> <p>上乗せ徴収は、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもので、例えば、公定価格上の基準を超えた教員の配置や平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものです。上乗せ徴収は、施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができますが、<u>私立保育所については、市町村との協議により承認を得ることが必要です。</u></p> <p>実費徴収は、教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるものであり、例えば、文房具代・制服代、遠足代・行事参加代、給食代・食材費、通園バス代などがこれに該当すると考えられます。施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができます。</p> <p>なお、徴収にあたっては、上乗せ徴収については書面による保護者の同意、実費徴収については保護者の同意が必要となります。</p>
163	上乗せ徴収を行う場合の手続き	上乗せ徴収を行う場合、市町村の許可や協議は必要ですか。	<p>特定負担額の徴収（上乗せ徴収）を行うに当たっては、額や徴収理由を明示し、保護者に説明・書面による同意を得ることが必要ですが、私立幼稚園や認定こども園が特定負担額の徴収（上乗せ徴収）を行う場合、市町村の許可や協議は必要ではありません。他方、<u>私立保育所については、市町村から委託を受けて実施する性格上、市町村との協議を経て実施することが必要となります。</u></p>

【横浜市の場合】（令和5年10月20日発出の通知より要約）

- 保育時間中に、英会話、ダンス、体操など（いわゆる習い事）のための場所を貸すだけで、保育を提供しないということは認めない。
- 習い事を実施する場合は
 - ① 実施を事業に任せるのではなく、保育のカリキュラムとしてどう位置付けるか（全体的な計画に盛り込む）などを施設として検討
 - ② 参加を保護者の選択制とし、参加しない児童にも適切な保育を提供する。
 - ③ 参加する児童と参加しない児童の間に不公平が生じないように十分配慮する
 - ④ 参加する児童分も含めて、職員配置基準を遵守する。
 - ⑤ 習い事中の安全管理（事故発生時の責任の所在など）について、施設と習い事を実施する業者で協議し保護者へ周知
- 保護者から費用を徴収することなく、全児童が同じ内容の保育を受けられることが原則。
- ただし、習い事に参加しない児童への適切な保育を提供するのであれば、習い事に参加する児童の保護者へ費用負担を求めることが可能。習い事の費用については、保護者と習い事を実施する業者の直接契約として取り扱うこと。（保護者が業者に直接支払うことが難しい場合は、施設が一時的に保護者から習い事費用を預かり、施設から業者に支払うことも差し支えない。）

【川崎市の場合】（令和3年3月31日発出の通知より要約）

・上乗せ徴収として有料プログラムを実施する場合の要件

- ア 保育所保育指針の基本原則に則した内容で、かつ、指導計画に位置付けること。
- イ コアタイム（8時間）に実施し、対象年齢児が原則全員参加すること。
- ウ 配置基準を満たした保育体制を確保すること。
- エ 保育所（又は保育所運営法人）と付加的なサービスの提供事業者が契約して実施すること。
- オ 事前に市に協議し、承認されること。
- カ 保護者に内容や費用の内訳等を説明し、文書による同意が得られること。

・上乗せ徴収の要件に該当しない有料プログラム（習い事）の取扱い

- ア 希望制とすること。
- イ 保護者とプログラム事業実施業者との直接契約とすること。
- ウ 重要事項説明書に記載しないこと。別途、事前に保護者に内容や場所、時間等を説明し、プログラムに参加しない子どもの保護者も含めて理解を得た上で実施すること。
- エ 原則、コアタイム以外の時間に実施すること。
- オ 保育時間中は市が保育を委託し、人件費も含めた委託費を給付していることから、プログラムに参加する児童、参加しない児童のそれぞれに対して、配置基準を満たした保育体制を確保し、適切に保育すること。
- カ 移動中も含めた安全管理（事故発生時の責任の所在等）について確認するとともに、保護者にも周知すること。